令和８・９年度限定対応

国スポ冬季大会における直前合宿の取扱い

令和８年度について、本国スポに向けた直前合宿を実施する場合は以下のフローチャートを元に手続き等をお願いいたします。

※　直前合宿を実施しない場合は手続きの必要はありません

直前合宿実施に係る手続きフローチャート

直前合宿の計画　※派遣開始日＝大会要項記載の監督会議前日

派遣開始日に繋がる日程

【直前合宿を実施に係る申請手順】

①県スポーツ協会へ申請（直前合宿申請書の提出）

②県スポーツ協会が承認

③県スポーツ協会が派遣依頼文書を発出（直前合宿＋本大会）

※　派遣開始日に繋がらない合宿等は「強化練習」の扱いとなります。
　　強化練習の実施は競技力向上推進課へ問い合わせが必要です。

【取扱い例】

直前合宿扱い	合宿	合宿	合宿	派遣開始日	国スポ
強化練習扱い	合宿	合宿	休養日	派遣開始日	国スポ

①の申請書、移動計画書（別途申込関係資料）提出の期日は国スポ申込締切日と同日です。

国スポ申込締切日

直前合宿の費用　⇒　選手強化費が使用できます。（選手強化費予算に組み込まれています）
　　選手強化費を使用する場合は選手強化費の報告書に計上してください。

本大会の費用　⇒　県スポーツ協会より支給されます。（従来通り）

【従来からの主な変更点】※令和８・９年度限定対応

◇県スポーツ協会による直前合宿の宿泊費補助　⇒　廃止

◇直前合宿経費（旅費・宿泊費等）は選手強化費から支出可能

◇派遣開始日の前２日を超える直前合宿も実施可能